

令和8年7月12日執行予定

## 南陽市長選挙

### 出納責任者事務説明会資料

日 時 令和8年6月9日（火）午前9時～  
場 所 南陽市役所4階401・402会議室

南陽市選挙管理委員会

## 目 次

第1	出納責任者とは	1
第2	出納責任者の選任と届出について	1
1	出納責任者の選任	1
2	出納責任者が支出することができる最高額の決定	1
3	選任の届出	1
第3	出納責任者の職務権限	2
1	会計帳簿の備付けと記載	2
2	立候補準備のために要した費用の精算	4
3	明細書の提出	4
4	領収書等の徴収と送付	4
5	選挙運動に関する収入、支出の報告書の提出	4
第4	選挙運動に関する収入、寄附、支出について	5
1	選挙運動に関する収入	5
2	選挙運動に関する寄附	5
3	選挙運動に関する支出	5
4	選挙運動に関する支出に算入されないもの	6
5	選挙運動費用の制限	6
第5	寄附の禁止について	6
1	特定の利害関係を有する者の寄附の禁止	6
2	候補者等の寄附の禁止	7
3	寄附の勧誘、要求の禁止	7
4	候補者等の関係会社等の寄附の禁止	7
5	候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止	8
6	後援団体に関する寄附等の禁止	8
7	寄附に関する質的制限	8
8	匿名の寄附	8
9	寄附に関する量的制限	9
10	会社等の寄附の制限	9
11	候補者等の政治活動に関する寄附の禁止	9

第6 報酬及び実費弁償の最高額	9
誓約書記載例	12

その他の添付資料（各種様式）総務省又は市ホームページ掲載

- ・選挙運動費用収支報告書

（出典：総務省 HP [https://www.soumu.go.jp/senkyo/sakusei\\_shien.html](https://www.soumu.go.jp/senkyo/sakusei_shien.html)）

凡 例

「法」	公職選挙法
「令」	公職選挙法施行令
「規則」	公職選挙法施行規則
「自治法」	地方自治法
「規正法」	政治資金規正法
「市公規」	南陽市公職選挙執行規程

## 第1 出納責任者とは

選挙運動に関する収入及び支出の責任者1人をいいます。(法180①)

選挙運動は、その方法について制限を受けると同時に、その費用の面でも制限を受けています。この選挙運動に関する費用(収入、支出の全ての費用)について、一切の責任を負うべき人が出納責任者です。

具体的には、選挙運動に関する収入の受入れ、費用の支出、収入・支出簿の作成、収支報告書の作成・提出などを行います。

なお、選挙運動に関する費用は、原則として出納責任者でなければ支出することができないなど、出納責任者には選挙運動費用に関して大きな権限が与えられています。

また、出納責任者は、連座制の対象となる(出納責任者が選挙違反で刑に処せられた場合、候補者の当選が無効になるなど)ことから、選挙運動の総括主宰者と並んで重要な責任を有しています。

## 第2 出納責任者の選任と届出について

### 1 出納責任者の選任(法180)

- (1) 候補者が出納責任者を選任する場合
- (2) 候補者自らが出納責任者となる場合
- (3) 候補者の承諾を得て推薦届出者が選任する場合
- (4) 候補者の承諾を得て推薦届出者自らが出納責任者となる場合

### 2 出納責任者が支出することができる最高額の決定

候補者自らが出納責任者となった場合を除き、出納責任者の選任者は、文書で、出納責任者の支出することのできる金額の最高額を定め、出納責任者とともに署名押印しなければなりません。(法180②)

### 3 選任の届出

出納責任者の選任者(自ら出納責任者となった者を含みます。)は、直ちに文書(出納責任者選任届出書)で、南陽市選挙管理委員会に届け出なければなりません。(法180③)  
異動があった場合も同様に届出(出納責任者異動届出書)が必要です。(法182①)

## 第3 出納責任者の職務権限

### 1 会計帳簿の備付けと記載

#### (1) 備えるべき帳簿の種類と様式（法185）

収入簿、支出簿

選挙運動費用収支報告書作成支援様式は総務省 HP を参照

[https://www.soumu.go.jp/senkyo/sakusei\\_shien.html](https://www.soumu.go.jp/senkyo/sakusei_shien.html)

#### (2) 記載事項

- ① 選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入(候補者のために候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた寄附を含みます。)
- ② 上記①の寄附をした者の氏名、住所、職業、寄附の金額(金銭以外の財産上の利益については時価に見積もった金額)及び年月日
- ③ 選挙運動に関するすべての支出(候補者のために候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた支出を含みます。)
- ④ 上記③の支出を受けた者の氏名、住所、職業、支出の目的、金額及び年月日  
※ この帳簿等の保存期間は、報告書提出の日から3年間です。(法191①)  
※ 様式備考欄及び記載例を参照してください。

#### (3) 会計帳簿の記載

選挙運動に関する費用は、以下の費目に分類し、月日順に明細を記入してください。

#### 人件費

選挙運動のために使用する労務者、事務員、専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車は選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら法142条の3第1項の規定によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図面の頒布又は法143条第1項の規定による選挙運動のために使用する文書図面の掲示のために口述を要約して文書図画に表示することのために使用する者に支給する報酬

#### 家屋費

- (1) 選挙事務所費：借上料（机などの備品借上料も含みます。）、電話の架設料等
- (2) 集合会場費等：個人演説会場の借上料等（机などの備品借上料も含みます。）

## 通信費

電報、電話、葉書、封書等に要する費用

※電話架設費は選挙事務所費に入り、電話借上料及び通話料は通信費に入ります。

なお、選挙運動用通常葉書で規定枚数以内のものの郵送料は無料であり、計上されません。

## 交通費

候補者本人の分は、選挙運動費用とはみなされません。

選挙運動員、事務員、労務者の鉄道賃、バス賃、タクシー代等は実費弁償と記載してください。

選挙運動用自動車を使用するために要した費用(借上料、ガソリン代、オイル代、修繕料、タイヤ代、運転手の雇料、超過勤務手当、宿泊代及び食料等)は選挙運動の費用とはみなされませんので、計上する必要はありません。

ただし、自動車に取り付ける看板等の経費は、ここに計上してください。

## 印刷費

選挙運動用ポスター及び葉書、ビラ等の印刷費

※なお、選挙運動のために使用するポスターの作成費が公費で負担される場合であっても計上します。

## 広告費

立札、看板、ちょうちん、たすき及び拡声機等の費用

## 文具費

紙、筆、墨、その他の選挙事務所において使用した消耗品等

## 食糧費

湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を提供した費用の他に、法律で認められた運動員、労務者、事務員、車上運動員、手話通訳員、要約筆記員に対して提供する弁当の調製に要した費用等

なお、提供できる弁当は次の範囲内で認められます。

- (1) 提供できる期間 選挙運動期間中(7月5日から7月11日までの間)
- (2) 弁当料の額 1人につき 1日 4,500円以内  
1食につき 1,500円の範囲内
- (3) 提供できる弁当の総数 15人分(45食分)×7日=315食
- (4) 選挙事務所において食事をするために提供する弁当(携行するため事務所において提供する弁当を含みます。)に限ります。

## 休 泊 費

休憩及び宿泊に要した費用

## 雑 費

冷暖房用灯油代、ガス代、電気料、水道料等及び上記以外に要した費用

### 2 立候補準備のために要した費用の精算

立候補準備のために要した支出で、候補者又は出納責任者となった者が支出したものは、選挙運動の費用とされます。また、他の者がこれらの者と意思を通じて支出したのも同様です。したがって、出納責任者は、その就任後直ちにその候補者又は支出者について精算し、会計簿に記載しなければなりません。(法187②)

### 3 明細書の提出

出納責任者以外の者で、候補者のために選挙運動に関する寄附を受けたものがある場合は、その寄附を受けた日から7日以内に、寄附をした者の氏名、住所、職業、寄附の金額及び年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければなりません。なお、候補者が立候補届出前に受けたものについては、立候補届出後直ちに出納責任者にその明細書を提出してください。(法186)

### 4 領収書等の徴収と送付

出納責任者は、選挙運動に関するすべての支出について、支出の金額、年月日及び支出の目的を記載した領収書又は支出を証明する書面を徴収しなければなりません。(法188①) 領収書の宛名は、候補者名か出納責任者名で徴収する必要があります。(後援会等の名義は不可) ただし、相手方が死亡したり、電車、バスの切符の購入等社会通念上領収書を発行しない慣例となっているような場合は徴収しなくてもかまいません。(法188①)

この場合、選挙運動に関する収入、支出の報告書(後述)の「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」に記入してください。また、銀行振込のため領収書が発行されない場合は、併せて「振込明細書に係る支出目的書」の記入をお願いします。

### 5 選挙運動に関する収入、支出の報告書の提出

出納責任者は、候補者の選挙運動に関してなされた寄附、その他の収入及び支出に関する事項を記載した報告書を次のように提出しなければなりません。(法189)

○報告書 (別紙様式)(法189②、規則23)

○記載事項 様式備考欄及び記載例参照

○添付書類 領収書又は支出を証すべき書面の写し

領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書

振込明細書に係る支出目的書

真実の記載がなされていることを誓う旨の文書(法189③)

○提出先 南陽市選挙管理委員会

○提出期限（法189①）

(ア) 選挙の期日から15日以内に提出する分

- ・選挙の告示日前まで(7月4日まで)
- ・選挙の告示日から選挙の期日まで(7月5日から7月12日まで)
- ・選挙の期日経過後(7月13日以降)

上記の間になされた寄附及びその他の収入並びに支出について精算し、選挙の期日から15日以内(7月27日の午後5時まで)に提出してください。

なお、土日祝日の場合は、市役所庁舎北側の夜間休日窓口(守衛室)へご提出ください。

(イ) (ア)の精算届出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、収支のあった日から7日以内に提出してください。

○収支報告書の公表、保存及び閲覧(法192)

(ア) 公表 南陽市選挙管理委員会が報告書を受理したときは、その要旨を公表しなければなりません。(法192①)

(イ) 保存 南陽市選挙管理委員会では報告書を受理した日から3年間保存しなければなりません。(法192③)

(ウ) 閲覧 報告書の閲覧請求は3年間できます。(法192④)

## 第4 選挙運動に関する収入、寄附、支出について

### 1 選挙運動に関する収入

「収入」とは、「金銭、物品その他の財産上の利益の収受、その収受の承諾又は約束」をいいます。(法179①)

例えば、自動車を無償で借上げたとすると、通常支払うべき借上料を支払わずに済む利益があるため、その借上料が収入となります。

また、拡声機や選挙事務所を無料で借りた場合等も、同様に収入となります。

### 2 選挙運動に関する寄附

「寄附」とは「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、又は、その供与の交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のもの」をいいます。(法179②)

### 3 選挙運動に関する支出

「支出」とは「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束」をいいます。(法179③)

「選挙運動に関する」とは、選挙運動自体より広い意味に用いられますので、立候補の準備行為や選挙運動の準備行為に要した経費も計上しなければなりません。選挙運動用自動車に取り付ける拡声器や看板などの費用は、選挙運動費用として計上しなければなりません。

また、支出には、金銭支出ばかりではなく、財産的利益の消費も含まれますので、例えば、選挙事務所を無料で借上げたときは、その借上料を時価に見積もった額を「収入」に計上すると同時に「支出」にも計上しなければなりません。

#### 4 選挙運動に関する支出に算入されないもの

次に掲げる支出は、選挙運動に関する支出でないものとみなします。(法197)

- (1) 立候補準備のために要した支出のうち、候補者又は出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの(法197①)
- (2) 立候補の届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの(法197①)
- (3) 候補者が乗用する車等のために要した支出(法197①) (例、候補者が演説会場に行くために利用したタクシー代、電車代 等)
- (4) 選挙期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出(法197①) (例、選挙期日が過ぎてから選挙事務所を撤去する費用 等)
- (5) 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料(法197①)
- (6) 確認団体が行う選挙運動のために要した支出
- (7) 選挙運動用自動車を使用するために要した支出(法197②)
- (8) 供託金

#### 5 選挙運動費用の制限

選挙運動費用として支出することのできる額は、南陽市選挙管理委員会が告示した額を超えてはなりません。

もし、出納責任者がこの額を超えて支出し、又はさせたとき、出納責任者は処罰され、連座制により候補者の当選が無効となります。(法247、法251の2③)

### 第5 寄附の禁止について

- 1 特定の利害関係を有する者の寄附の禁止(法199①)

- (1) 南陽市と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者は、その選挙に関し、寄附をしてはなりません。
- (2) 会社その他の法人が融資(試験研究、調査及び災害復旧に係るものを除きます。)を受けている場合において、当該融資を行っている銀行等が、当該融資につき南陽市から利子補給金の交付決定(利子補給金に係る契約の承諾の決定を含みます。)を受けたとき、当該融資に係る法人等は、銀行等が交付の決定の通知を受けた日から、当該利子補給金の交付の日から起算して1年を経過した日までの間、当該選挙に関し寄附をしてはなりません。(法199②)
- (3) 南陽市から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金(試験研究、調査又は災害復旧に係るもの、その他性質上利益を伴わないものを除きます。)の交付決定(利子補給金に係る契約の承諾の決定を含みます。)を受けた会社その他の法人は、交付の決定の通知を受けた日から、同日後1年を経過する日までの間は、政治活動に関する寄附をしてはなりません。(規正法22の3①④)
- (4) 南陽市から資本金、基本金等の出費又は拠出を受けている会社、その他の法人は寄附をしてはなりません。(規正法22の3②④)
- (5) 上記の者に対して寄附を勧誘し、要求することをしてはなりません。(法200、規正法22の3⑤)

## 2 候補者等の寄附の禁止(法199の2①)

候補者又は候補者となろうとする者(公職にある者を含みます。)は選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはなりません。

この場合、その寄附が選挙に関するか否かを問わず、また時期のいかなるを問わず禁止されます。寄附には、花輪、供花、香典又は祝儀等も含まれます。

## 3 寄附の勧誘、要求の禁止(法199の2③)

何人も、候補者等に対して、選挙区内にある者に対する寄附を勧誘し、又は要求してはなりません。

## 4 候補者等の関係会社等の寄附の禁止(法199の3)

候補者等が役員又は構成員である会社その他の法人又は団体は、南陽市内にある者に対し、いかなる名義をもってするかを問わず、これらの者の氏名を表示し又はこれらの者の氏名が類推されるような方法で寄附をしてはなりません。

ただし、政党その他の政治団体又はその支部に対し寄附をする場合は、この限りではありません。

## 5 候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止(法199の4)

候補者等の氏名が表示され又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社その他の法人又は団体は、その選挙に関し、南陽市内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはなりません。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又はその候補者等に対し寄附をする場合は、この限りではありません。

## 6 後援団体に関する寄附等の禁止(法199の5)

(1) 後援団体は、南陽市内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはなりません。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又はその候補者等に対し寄附をする場合等は、この限りではありません。(一定期間※を除く。)  
(法199の5①)

(2) 何人も後援団体の総会その他の集会(後援団体を結成するための集会を含みます。)又は後援団体が行う見学、旅行その他の行事において、一定期間、選挙区内にある者に対し、饗応接待をし、又は金銭若しくは記念品その他の物品を供与してはなりません。(法199の5②)

(3) 候補者等は、一定期間※、自分の後援団体に対し、寄附をしてはなりません。  
(法199の5③)

※「一定期間」…任期満了の日前90日に当たる日(5月1日)から選挙期日(7月12日)までの間(法199の5④)

## 7 寄附に関する質的制限(政治活動及び選挙運動に係るもの)

(1) 三事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社がする寄附の禁止(当該欠損がうめられるまでの間禁止されます。)(規正法22の4)

(2) 外国人、外国法人またはその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織がする寄附の禁止(規正法22の5)

## 8 匿名の寄附(規正法22の6)

政治活動(選挙運動を含みます。)に関し、他人の名義又は匿名で寄附をしたり、その寄附を受けることができません。

## 9 寄附に関する量的制限（規正法21の3、22）

### (1) 寄附の総量制限（年間の総寄附限度額）

受領者 寄附者	政党 政治資金団体	資金管理 団体	その他の 政治団体	候補者等	適用除外
政治団体	制限なし	制限なし			○特定寄附 ○遺贈による寄附
個人	2,000万円	1,000万円			
会社、労働組合 その他の団体	団体の規模に応じた額	禁止	禁止	禁止	

### (2) 寄附の個別制限（同一者に対する年間の寄附限度額）

受領者 寄附者	政党 政治資金団体	資金管理 団体	その他の 政治団体	候補者等	適用除外
政治団体	制限なし	5,000万円	5,000万円	制限なし※	○特定寄附 ○遺贈による寄附
個人	制限なし	150万円	150万円	150万円※	
会社、労働組合 その他の団体	制限なし	禁止	禁止	禁止	

※印は、金銭等による寄附は選挙運動に関するもの以外禁止

## 10 会社等の寄附の制限（規正法21）

会社、労働組合等の団体（政治団体を除きます。）が政党・政治資金団体以外の者に対して政治活動（選挙運動を含みます。）に関して寄附をすることの禁止。

団体が陣中見舞として候補者に寄附をすることができません。

## 11 候補者等の政治活動に関する寄附の禁止（規正法21の2）

政党以外の者が、候補者等の政治活動に関して金銭等による寄附（政治団体に対してするものを除く。）をしてはいけません。

<選挙に関する注意事項 詳しくは下記をご覧ください。>

[https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/naruhodo/index.html](https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/index.html)

## 第6 報酬及び実費弁償の最高額

選挙運動に従事する者に支給することができる報酬及び実費弁償の最高額（法197の2①、令129）

(1) 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の最高額

区 分	実 費 弁 償 の 額
鉄道賃	鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
車 賃	陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
宿泊料 (食料2食分を含む)	1夜につき 23,000円
弁当料	1食につき 1,500円 1日につき 4,500円 ※弁当を提供した場合は、その実費を差し引きます。
茶菓料	1日につき 1,000円

※ 選挙事務所において提供できる弁当は、選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者を通じて、市長選挙の場合は315食（45食×7日分）の範囲内です。（法139）

※ 選挙事務所の近くの食堂に運動員が出向いて食事をした場合は、選挙事務所において提供する弁当にはあたりません。

(2) 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の最高額

区 分	報 酬 の 額
基本日額	10,000円以内
超過勤務手当	1日につき基本日額の5割以内

(3) 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の最高額

区 分	実 費 弁 償 の 額
鉄道賃及び車賃	(1)に掲げる額
宿泊料 (食料を含まない。)	1夜につき 20,000円

(4) 選挙運動に従事する者(選挙運動のために使用する事務員及び専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車における選挙運動のために使用する者(以下「車上等運動員」という。))専ら手話通訳のために使用する者(以下「手話通訳員」という。)及び専ら法142条の3第1項の規定によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は法143条第

1項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して文書図画に表示することのために使用する者(以下「要約筆記員」という。)に限ります。)1人に対し支給することができる報酬の最高額

報酬を支給することができる選挙運動のために使用する事務員、車上等運動員、手話通訳員及び要約筆記員の員数制限及び報酬の額(法197の2②⑤、令129③④)

区 分	報 酬 の 額	支給することができる者の数
選挙運動のために使用する事務員	1日につき 15,000円以内	1日につき12人以内 延べ60人以内(7日間)
車上等運動員、手話通訳員 及び要約筆記員	1日につき 20,000円以内	※員数の5倍を超えて異なる者を使用することはできない。
上記の者に超過勤務手当を支給することはできません。		

① 届出の方法及び期間

- ・ 届出の方法は、使用する前に文書で南陽市選挙管理委員会に届け出てください。
- ・ 使用する期間は、立候補届出の日(7月5日)から7月11日までです。



問合せ

999-2292

南陽市三間通436番地の1

南陽市選挙管理委員会事務局(南陽市役所4階)

電話番号 40-8536 FAX番号 43-5686

# 誓 約 書

7月5日に告示される「選挙運動に関する支出金額の制限額」を上回らないように注意。

最高金額	¥ 円
------	--------

令和8年7月12日執行の南陽市長選挙における候補者の出納責任者が支出することのできる最高金額を上記のとおりとする。

令和8年7月 日

選任者

候補者又は推薦届出者（代表者）の氏名、住所を記入してください。氏名は、自署又は記名押印ください。

住 所 南陽市

氏 名

出納責任者

住 所 南陽市

氏 名

出納責任者の住所、氏名を記入してください。氏名は自署又は記名押印ください。